

議 事 録

配布先	なし	主催	健康づくり推進課	No.	1
議事録名					
佐久市保健福祉審議会保健部会					
決裁	部長	次長	課長	係長	記録者
日 時	平成26年1月30日		開催場所	議会棟第3委員会室	
			時間	13:30~14:10	
出席者	多田委員、宮地委員、小林委員、山崎委員、松本委員 甘利委員、花岡委員、山崎委員、柳澤委員、猿谷委員 (欠席 町田委員、土屋委員)			出席	16名
	健康づくり推進課長 保健事業係長、健康増進係長、保健予防係長 地域医療係長、口腔歯科保健係長			欠席	2名
提出資料	佐久市保健福祉審議会保健部会次第 他				
<p>(次第)</p> <p>1 開会 健康づくり推進課長 ただいまより、平成25年度佐久市保健福祉審議会「保健部会」を開会いたします。審議事項に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、1点ご報告がございます。昨年8月に委員の皆様のご委嘱をさせていただきました。その後、10月に佐久市民生児童委員協議会の役員の一斉改選に伴いまして、保健部会の委員も交代となっているところでございます。既に代わられた委員の皆様へは、委嘱書をお渡しさせて頂いておりますが、私の方から委員の皆様をご紹介させていただきます。まず始めに山崎博様でございます。よろしくお願ひいたします。続きまして、松本俊雄様でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>2 あいさつ 健康づくり推進課長 それでは、次第にそって進めさせていただきます。 2 あいさつでございますが、多田部会長様ごあいさつをお願いいたします。</p> <p>部会長 ただいま、ご紹介に預かりました、多田でございます。皆様のご協力により部会長の任務を遂行してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>健康づくり推進課長 それでは、ここから審議に入ります。多田部会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>3 審議事項 部会長 それでは、審議に入ります。 審議事項(1)第二次佐久市健康づくり21計画の策定について事務局よりご説明をお願いいたします。</p>					

議 事 録

(1) 第二次佐久市健康づくり21計画の策定について

健康増進係長

第二次佐久市健康づくり21計画の策定についてご説明します。

資料No.1の1ページ目をご覧ください。始めに計画の趣旨ですが、佐久市健康づくり21計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間として、健康長寿のまちの形成のため、生活習慣に起因する危険因子の低減を図り、生活習慣病を予防して壮年期死亡を減少させること、又、心身共に健康でいつまでも自立できる生活を送れることを目的として制定されています。現在、この計画に基づき、健康づくり事業等を推進していますが、計画期間が終了しますので、新たに第二次佐久市健康づくり21計画を策定したいと思います。又、昨年12月には、世界最高健康都市構想・世界最高健康都市プランに基づき、佐久市新しい保健推進検討委員会から佐久市新しい保健の推進に関する提言がされています。この提言を踏まえ、第二次佐久市健康づくり21計画を策定したいと思います。この後、正式に市長から保健福祉審議会長に資料1ページのとおり、計画の策定について諮問がございます。あらかじめご了承をお願いします。

続きまして、計画の性格と位置づけです。健康増進法に規定する健康増進計画と健康を支える重要な要素である食育の推進がより一層重要になることから、食育基本法に規定する食育推進計画の両方の性格を併せ持つ計画として位置づけます。

続きまして、計画の期間ですが、平成28年度から平成32年度までの5年間として策定します。

続きまして、制定の体制ですが、資料3ページをご覧ください。本計画につきましては、審議を頂く部会として、この保健部会でご審議を頂くようになりますので、ご了承頂きたいと思います。

続きまして、4ページをご覧ください。スケジュールですが、諮問を頂いた後、26年度にアンケート調査を始め、事務局で素案の策定、庁舎内検討部会で準備を進めた後、本部会でご審議を頂く予定です。進捗状況でスケジュールが変更になることもあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

部会長

ただいま、事務局よりご説明がありました。何かご質問、ご意見等がございますか。

ないようですので、本計画については、今後、保健部会において審議頂くようになりますので、皆様よろしくをお願いします。

それでは、次に審議事項(2)佐久市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について、事務局よりご説明をお願いします。

(2) 佐久市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について

保健予防係長

佐久市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の概要を作成しています。

資料No.2の資料をご覧ください。

1 新型インフルエンザ等の特徴について、新型インフルエンザは、毎年繰り返している季節性のインフルエンザとはウイルスが異なり、ほとんどの人が免疫を持たない。世界的に大流行すると大きな健康被害や社会的な影響もある。発生の予測や阻止も非常に難しい特徴があります。

2 新型インフルエンザ等対策の経緯ですが、本市では、新型インフルエンザ等の感染症から市民の健康を守り、安心・安全を確保するために、2008年12月には、佐久市新型インフルエンザ対策行動計画を作成し、平成21年4月の新型インフルエンザ(現:H1/N1)に対応しています。今回は、新型インフルエンザや感染力が強い新型インフルエンザと同様の感染症、社会的影響の大きい未知

議 事 録

の感染症への対策として、国家の危機管理として対応することが必要であることから、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。特措法では、国、都道府県、市町村が実施する新型インフルエンザ等の発生時や緊急事態宣言時には、いろいろな措置を定めていますが、国、都道府県、市町村に対して、それぞれの対策の実施に係る行動計画を策定するよう義務付けられました。

3 内容・位置付けですが、特措法8条に基づき、佐久市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示したもので、政府行動計画及び長野県行動計画に基づく市町村行動計画を位置付けて、作成をしています。作成にあたり、佐久市医師会の皆様、保健所長等の有識者の皆様からもご意見を頂きながら、作成をしているところです。内容に関しましては、病原性の高い新型インフルエンザ等だけではなく、病原性の低いもの、未知の感染症と様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示しています。対象となる疾患は、新型インフルエンザ等の感染症及び新感染症になります。

4 対策の目的及び基本的な戦略ですが、感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を保護していく。流行のピークをできるだけ遅らせ、医療体制やワクチンの製造のための時間を確保する。ピークの時の患者数を少なくし、適正に医療体制を確保していくこと、重症者数や死亡者数を減らしていくことが大切です。又、市民生活・市民経済に及ぼす影響を最小とするように、地域でそれぞれが、全市民一体となって、感染症対策に取り組み、欠勤者数を減少させていく。なお、登録事業者・指定地方公共機関等の国民の医療を行う業務の皆様につきましては、継続計画を作成し、医療の提供の業務又は社会経済活動の安定に寄与して頂くように業務を継続していくことになっています。

次に、本市の被害想定ですが、現時点における科学的知見や過去に大流行したインフルエンザのデータを参考にして、国が示している人口の25%が発病すると算出しました。平成25年9月1日現在人口100,185人で推計しますと、医療機関を受診する方は、人口比の10.2%から19.5%ということで、10,220人から19,500人。重症度については、中等度（致死率0.53%アジアインフルエンザ）、重度（致死率2.00%スペインインフルエンザ）を想定しています。そこで、入院患者数は、中等度で400人（0.4%）、重度で1,600人（1.6%）。死亡者数につきましては、中等度100人（0.1%）、重度は500人（0.5%）。1日当たりの最大の入院患者数は、中等度で100人（0.1%）、重度で300人（0.3%）という被害想定をしています。

5 対策の基本的な考え方ですが、様々な状況、発生段階、様々な病原性に柔軟に対応できるような対策になっています。発生段階に応じた対応をしていく。社会全体で感染拡大防止策に取り組む。市民一人ひとりが感染症拡大防止対策を行っていきます。

6 対策実施上の留意点ですが、個人の行動等に制限を加えることから基本的な人権を留意する。危機管理としての措置を行う。関係機関相互の連携協力を図る。記録の作成・保存・公表する。法的にこのような留意点が明記された計画です。

7 発生段階と対策項目です。国は5段階ですが、長野県は、国内発生期のところを2つに分け、6段階としています。対策項目についても、国は6項目となっていますが、県は7項目となっていますので、それに準じたように市も発生段階と対策項目を定め、対策をしていくこととしています。

行動計画の中には、県と市で医療の分野に関して、連携して的確な対策をしていかなければならないので、県の対策も示したことで、分かりにくい部分もあったかと思いますが、ご意見を頂きながら、工夫していきたいと思っております。

議 事 録

次のページですが、新型インフルエンザ等発生段階ごとに応じた7項目に準じた体制を、未発生期から小康期までということで、それぞれに行っていくことを提示しました。

未発生期のところは大きくなっていますが、発生しない前からそれぞれで、様々なことを準備すること、体制を整備していくことが非常に大事になっています。

一番下に点で囲ってあります、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をご覧頂くと、特措法32条では、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び、国民経済に甚大な被害を及ぼすおそれがあると認められるとき、緊急事態宣言を政府対策本部が行い、必要な措置等を講ずるとなっています、特措法では、緊急事態措置を講じた対策を盛り込んでいます。

1 実施体制につきましては、未発生期から庁内連絡会議を必要に応じ開催し、体制整備に努めてまいります。海外発生期では、政府、県では対策本部を設置した場合、市は地域の実情に応じて、対策本部を設置し、対策を進めていくこととなります。

国内発生期になり、緊急事態宣言が出た時には、直ちに対策本部を設置し、政府基本方針に基づき、対策を講じていくことになっています。

次に、情報提供・共有につきましては、一元的に分かりやすい情報提供や相談窓口の設置を行ってまいります。

予防・まん延防止措置につきましては、感染予防・拡大予防をしていく。普段からの手洗い、咳エチケット等の感染予防プラス学校や高齢者施設で集団感染の防止の徹底。国内発生期の緊急事態宣言の時には、県から外出自粛や学校等施設の使用制限等の要請等に協力していく。

予防接種に関しては、法制化された予防接種で、特定接種ということで、医療や新型インフルエンザに関わる公務員、介護の施設の方と順番は決まっていますが、一般の予防接種よりも先に実施する予防接種や住民への予防接種をしていくことになっています。

市民経済・国民生活の安定につきましては、関係機関等と連携して社会経済の維持に努めていくことになっています。職場等の感染予防対策や要援護者等の生活支援や緊急事態宣言時には、県からの要請で、埋葬・火葬の実施や生活関連物資等の買占め対策、電気及びガス、水の安定供給等の様々な要請等について協力して行っていくことになっています。

サーベイランスについては、発生段階に応じて、患者の発生状況の把握ということで、市民・学校等の集団発生の状況を把握していくことです。

医療につきましては、主に県の実施する対策に協力をしていくことになっております。特に県内発生早期で、医療施設が足りなくなってしまった時には、市も県からの要請に応じ、臨時に医療施設等の設置への協力をしていきます。

具体的にここに示してありますが、今後は、この行動計画は大枠なものでありますので、皆様からご意見を頂き、マニュアル等で詳しいものを作りたいと考えています。

部会長

ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見、ご質問等はございますか。

委員

計画はよくできていると思いますが、在留の外国人で市内に住んでいる方がいるかと思いますが、そういう方に対する対策等は、お考えになっていますか。

議 事 録

保健予防係長

国でも、在留の外国人については、対応していくよう計画していますので、市でも国等に準じて、すべての住民を対象に対策を行ってまいりたいと思います。

委員

今までもインフルエンザの対策をしてきたと思いますが、頂いた資料の2にピークを遅らせるとあるのですが、今まで行ってきたところでピークを遅らせるとは具体的にどんなことを行ってきたのですか。

保健予防係長

基本的には、海外で起こった時に検疫できちんと検査をし、国内発生を遅らせる。ワクチン等も製造するのには時間がかかりますので、個々の予防対策（咳エチケット、マスク着用等）が大事かと思います。濃厚接触者の方については、相談をしながら、他の方へ移さないよう、それぞれの機関が役割を持ちながら、感染の拡大を広げないような対策を行っています。

部会長

移るスピードをゆっくりさせるために、マスクの着用、手洗いをしっかりやっていく。具合の悪い人はなるべく出歩かない。そのような基本的なことをしっかりやっていく。それで、なるべくピークを遅らせて、その間にワクチンの製造が間に合うように。新型インフルエンザは、それに効くワクチンをすぐには作れませんので、そのようにピークを遅らせることによって対処できる。

委員

最近の佐久市のインフルエンザの状況はどうか。学校や病院では出ているのか。どういう状況ですか。

保健予防係長

県内でも佐久市は、割と多かったが、今は減ってきた。

部会長

1月の始めは多かったのですが、今は上田市が多い。

委員

予防・まん延防止の記述ですが、市は国、県と連携して、入院患者の措置を講ずるとなっていますが、この入院措置というのは、保健所が行う権限ですので、この記述はできないことを書いてあります。

4 2 ページの上段（5）のア、この表現をして頂ければよいかと思います。

3 3 ページのウ、記述の中で、市の保健所となっている。

5 0 ページの（7）、市は、国及び県の要請に応じのところの表示ですが、この緊急事態宣言というのは、すでに県外で流行している状態で、いわゆる帰国者、接触者外来、相談センターは設置する意味がない。この段そのものを削除した方がよいと思います。

部会長

その他ございますか。ないようですので、次にその他に入ります。

4 その他

部会長

その他の項目で、委員の皆様からありますでしょうか。

ないようですので、事務局からは何かありますか。

ないようですので、本日の保健部会の審議事項はすべて終了といたします。

5 閉会

健康づくり推進課長

本日の保健部会の日程は終了でございます。